HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 66(5), 1-22
Issue Date	2016-01-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60607
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no5_01.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件

田口正樹

はじめに

西洋中世における非訟事件の処理に関しては、近年日本でも関心が向けられてきている。[1] そうした関心の背景には、

一般的に言って、当該社会の中で法的行為の効果を安定的なものとするための仕組みやその機能に対する問いかけが存するように思われる。本稿は、そうした関心方向を共有しつつ、中世後期ドイツの皇帝・国王宮廷を対象としてとりあげて、そこに非訟事件がどの程度持ち出されており、当事者等の点でどのような特徴が見いだされるかを、明らかにしようとするものである。(2)

日本の学界における関心の高まりに反して、近年のドイツでは、中世の非訟事件に関して詳しい研究がなされているわけではない。(3) 周知のとおり、広く非訟事件としてくくられる中でも、後見人の選定、相続人の認定と遺産帰属の確定、法的行為の確認と宣言など、いくつかの種類を区別することができる。これらの事柄は、中世後期以降、領邦や都市の各種裁判所で扱われてきた。(4) また、教会裁判所は非訟事件を扱う重要な機関であり、各地の司教代理裁判所 Offizialatsgericht における非訟事件の処理と証書発行は、学識法継受の一つのルートであった。(5) 最近の個別研究によれば、状況は都市によっても異なり、司教代理裁判所が主に非訟事件を取り扱っている都市と、都市参事会もかなり証書を発行している都市とがあったことが指摘されている。(6) その後、近世の領邦での立法により、通常の裁判とは異なる特殊な手続法が形成されていくことになる。(7)

王権と非訟事件との関係については、古くは古代末期のメロヴィング朝フランク後期にいくつかの事例があることが知られている。メロヴィング朝フランクにおけるいわゆる仮装訴訟と呼ばれるものであるが、(8) この現象はその後カロリング期には消滅したとされている。本稿が対象とする中世後期ドイツの国王裁判権については、フリードリヒ・バッテンベルクが、一四世紀半ば以降、国王特権状やラント裁判所の判決の確認および認証が数多く行われたことなどから、(9) 国王宮廷裁判所がますます多くの公証的ないし擬似公証的機能を引き受けていったと指摘している。(10) また、ベルンハルト・ディーステルカンプは近著で、そうしたラント裁判所の判決確認の中に単なる確認にとどまらない作用を認め、そ

れを審級構造形成の萌芽と評価している。[11] また、近世ドイツでは、帝国最高法院と帝国宮内法院が帝国直属身分の非訟事案 Extrajudizialgeschäfte を管轄し、後見人指定、禁治産宣告、養子縁組、成年認定、遺言作成・確認、契約の確認、和解の確認などの事項について、多くの事案を処理していたことが知られている。[12]

以上のように、ドイツのいくつかの研究は、一四世紀半ば以降、皇帝・国王の宮廷において非訟事件の処理活動が幅広く展開されていく傾向を把握しているものの、その歴史的意義を個別の事案の検討を通じて十分に明らかにしているわけではない。そこで本稿では、中世後期ドイツの皇帝・国王宮廷の裁判活動に関する史料要録[13]から関連史料を収集して、そこに現れる特徴を見ていきたい。順序としては、まず一二七三年（ルードルフ一世即位）から一三七八年（カール四世死）までの全般的な推移を確認する。先に触れた従来の研究でも、一四世紀半ばから始まるカール四世治世がこの分野における変化の始まりであったことが認識されているので、ひとまず彼の時代が終わるまでの傾向をおさえておくことには意味があろう。そのうえで本稿では、一二七三年から一三四七年（ルートヴィヒ四世死）までの期間について、個々の事例を紹介しつつ、立ち入った検討を行う。それゆえ本稿は、一四世紀半ば以降の展開の前提を明らかにしておくという意味を持つことになろう。

一．国王宮廷と非訟事件（一二七三年から一三七八年）

前述の史料要録から関連史料を拾い出してみると、まず明らかなのは、対象期間を通して、国王宮廷における非訟事件処理ないし類似の活動は数としてそれほど多くないということである。非訟事件処理に対する「需要」の大半は、司教代理裁判所、都市参事会、公証人、領邦・地方レベルの裁判所などで満たされていたものと思われる。

両当事者が宮廷に出頭して、国王や宮廷裁判官の前で、譲渡、贈与、権利放棄などの法的行為を行うケースをいわば純然たる非訟事件として、法的行為や証書が国王や宮廷裁判官によって確認されるケースから区別すれば、その件数はごく少ない。史料要録の各巻が含む年代ごとに関連証書の数をあげれば、一二七三－一二九一年：一[14]、一二九二－一三一三年：四[15]、一三一四－一三四七年：八[16]、一三四六－一三五五年：〇[17]、一三五五－五九年：〇[18]、一三六〇－一三六四年：〇[19]、一三六五－一三七一年：四[20]、一三七二－一三七八年：二[21]となる。ルートヴィヒ四世期（一三一四－一三四七年）からかなり多くの史料が伝わっているが、後述のようにこの中には対立国王フリードリヒ関係の史料三点が含まれていることは考慮されるべきかもしれない。一方、カール四世の登場とともにこの種の事例が一旦見られなくなり、彼の治世後半になって再び出現してくるのは特徴的な推移である。

これに対して、法的行為や証書の確認は、より多く見られる。皇帝・国王による確認行為について、同様の区分で、印章の付与など類似した効果を持つケースも含め、また判別の難しいものも含めておおよそ関連史料の数を示せば、一二七三－一二九一年：一[22]、一二九二－一三一三年：一[23]、一三一四－一三四七年：二〇[24]、一三四六－一三五五年：一五[25]、一三五五－一三五九年：二[26]、一三六〇－一三六四年：一〇[27]、一三六五－一三七一年：一[28]、一三七二－一三七八年：九[29]となる。もっとも、史料要録の一冊が平均五〇〇前後の史料を含んでいることを考えれば、こうした数値はやはりそれほど多いともいえないものである。

確認行為としてはこうした支配者本人によるものに加えて、宮廷裁判官や支配者に代わる裁判官が、宮廷裁判所印章を用いて証書発行して行うものがある。その件数の推移は、一二七三－一二九一年：〇、一二九二－一三一三年：〇、一三一四－一三四七年：七[30]、一三四六－一三五五年：七[31]、一三五五－一三五九年：八[32]、一三六〇－一三六四年：二四[33]、一三六五－一三七一年：六[34]、一三七二－一三七八年：一八[35]である。この種の活動がルートヴィヒ四世期から始まって、

カール四世期に本格化することがわかる。このうち一三六五－一三七一年の数が非常に多いのは、同一の当事者（ニュルンベルクのブルクグラーフ、カイスハイム Kaisheim 修道院、ニュルンベルク市など）が多数の証書の確認をまとめて得ていることが原因である。また、おおよそ一三五〇年代以降になると確認のために出される証書の形式が定型化してきていることも、史料要録から容易に見て取れる。上述のようなバッテンベルクの指摘の基礎にも、このタイプの確認行為への注目があったものと思われる。

以上のような時期的変遷を大まかにとらえると、「純然たる」非訟事件と宮廷裁判官等による確認行為が入れ替わるようになっており、ルートヴィヒ四世治世が過渡的な交代期にあたっているという所見が得られよう。こうした所見をふまえつつ本稿では次に、ルートヴィヒ四世死までの「純然たる」非訟事件を個別的に取り上げて見ていくことにしたい。そこには明らかな特徴が現れている。

二　西・南ドイツの中級貴族と王権

一二七七年一一月にスイスのマイエンリート Meienried で発行された証書は、ハプスブルク家分家のハプスブルク・キーブルク Kyburg・ラウフェンブルク Laufenburg 伯エーバーハルトとその妻アンナによる、ハプスブルク家本家の国王ルードルフ一世の息子たちに対する所領譲渡を記す[36]。譲渡された所領にはとりわけ重要な都市フリブール Fribourg（フライブルク・イム・ユヒトラント Freiburg im Üchtland）が含まれていた。伯エーバーハルトは、ヴィーンで法廷に座した国王の前において所領の譲渡を願い出て、居合わせた諸侯・貴族の判決により国王から譲渡の許可を与えられた。伯は同年七月にヴィーンにいたことがわかっているので[37]、この手続もおそらくその頃に行われたのであろ

う。この許可は、その後一一月にマイエンリートで開かれた裁判の場における判決で、集まった人々によって法にかなったものとして認められた。こうした次第を記した本証書は、ローザンヌ司教ヴィルヘルムとクーノ・フォン・クラムブルク Kuno von Kramburg によって発行され、彼らの印章も付されている。この件では、所領を処分しているのが国王の甥にあたるエーバーハルトであり[38]、処分の受益者はまさに国王の息子たちであって、国王とかかわりの深い案件である。ルードルフ一世は国王即位前からアンナの後見人であり、アンナとエーバーハルトを結婚させた後は、サヴォワ伯の支配拡大に対抗してフライブルクを保護下に置くなどしていた[39]。また、譲渡には伯エーバーハルトの未成年の子どもたちの同意が欠けていることも言及されている[40]。通常であれば、相続権のある親族等の同意も得て所領が譲渡されるところ、未成年のためそうした手順を踏めなかったという事情が、法廷における判決という形式をとらせたのではないかと思われる。

国王アードルフの治世においては、一二九二年八月におそらくケルンで出された証書が、ユッタ・フォン・モンジョワ Montjoie（モンシャウ Monschau）による所領譲渡を記す[41]。彼女の亡夫ヴァルラム六世・フォン・モンジョワは、かつてヴェストファーレンのヴェヒタ Vechta をミュンスター司教教会に売却し、その売却から六〇〇〇マルクをモルゲンガーベ Morgengabe として得たが、その金額を他の物件に投資することをいったん約束していた。ところが、それを他の債務の返済にまわさねばならなかったため、アーヘンの南東に位置するモンジョワ Montjoie を彼女に質入し、またそれを彼女に授封するよう、封主のリンブルク Limburg 公ヴァルラム四世に働きかけることも約束し、実際にリンブルク公による授封も行われた。モンジョワに対する実質的支配はしかし現在彼女の甥にあたるヴァルラム・フォン・ファルケンブルク Valkenburg の手中にあるが[42]、ユッタはそれを、彼女の親戚にあたるウタとその夫ヨハン・フォン・リンブルクに譲渡する。証書には、国王アードルフの他に、マインツ大司教ゲアハルトとトリーア大司教ボエムントが

印章を付している。裁判の形式こそとっていないが、先のハプスブルク・キーブルク・ラウフェンブルク伯の場合と同様、国王の前で貴族間の所領譲渡が行われている。譲受人の一人ヨハンの姉妹が国王アードルフの妻イマギナ Imagina であったことが、この件が国王のもとへ持ち出された理由であろう[43]。また譲渡者であるユッタが女性であることも、譲渡行為が国王臨席のもとに行われ、国王証書化された要因であったと思われる。

また、一二九三年九月の国王アードルフの証書は、国王が主催する裁判の場において、ホーエンベルク Hohenberg 伯アルブレヒトの娘アグネスが、父に対して金銭と所領を贈与したことを述べる[44]。すなわち、アグネスは、ケルンテン公マインハルトの息子アルブレヒトと結婚していたが、夫の死後、ホーエンベルク伯により嫁資 Mitgift として与えられていた一五〇〇マルクと、モルゲンガーベとして夫により指定されていた一〇〇マルクおよびモンタニ Montani 城を、父に贈与したのである。いずれもアグネスの婚姻にかかわる財産であったが、嫁資は伯アルブレヒトのもとに復帰し、加えてケルンテン公に由来する部分もホーエンベルク伯の支配下に統合されたのであった。ホーエンベルク伯・ケルンテン公ともにハプスブルク家の国王ルードルフ一世の近い親戚で、ルードルフ時代の国王宮廷と密接な関係にあった[45]。問題の法行為はやはり女性によってなされており、その点が国王宮廷の裁判の場で遂行され証書化されたことの一因であったと思われる。

一二九六年六月のラインヴグラーフ Rheingraf・ジークフリートの名で出された証書は、国王証書ではないが、国王アードルフが主催する裁判の席における法行為を伝えている[46]。すなわちフランクフルトで開かれていた国王法廷で、ラインヴグラーフは国王から封として得ていたガイゼンハイム Geisenheim の流通税を国王アードルフに対して放棄し、国王はそれを六年間の期間でオッペンハイムのユダヤ人アンゼルム Anselm に質入した。ジークフリートとその相続人たちがアンゼルムとその相続人たちの流通税に対する権利を害してはならないことも判決によって決定された[47]。この点が

特に決定されていることは、既にライングラーフとアンゼルムの間で紛争が生じていた可能性を推測させる。また、質入は国王によって行われているので、質入の効果を確保することは国王の利害にも適っていた。おそらくこうした事情から、法廷における譲渡とその証書化という手続がふまれたのであろう。オッペンハイムのユダヤ人アンゼルムは、既にルードルフ一世のもとで一二八〇年代に、国王に対する債権者として登場していた[48]。ガイゼンハイムにおけるライン川の流通税徴収権は、既に一三世紀初めからライングラーフの手中にあったが[49]、一方で一二一一年一月にはそれが帝国レーンであることが中ライン地方の貴族たちによる仲裁判決で確認されていた[50]。ライングラーフ・ジークフリートは、一二六〇年九月には妻アグネスの寡婦産 Wittum として、ガイゼンハイムの流通税収入から二五〇マルクを割り当て[51]、また兄弟ヴェルナーとともに流通税免除を認めていた[52]。このように、長くライングラーフ家が保有していた権利がこのとき放棄されているのである。

国王アルブレヒト一世の治世からは、一三〇三年八月に国王に代わる裁判官ゴットフリート・フォン・ブラウネック Gottfried von Brauneck によって発行された証書が伝わる[53]。それによれば、ゴットフリートが主催する裁判の場において、ディーポルト・フォン・ベルンハウゼン Diepold von Bernhausen が、ヴュルテンベルク伯エーバーハルトに対して、ボッペンヴァイラー Boppenweiler の荘園を、彼がエーバーハルト・トゥオゼ Eberhard der Tuose から裁判で獲得した諸権利など付属する一切の権利を含めて自発的に譲渡した。譲渡はまたディーポルトの妻の名によってもなされた。以上のことを証言すべくゴットフリートにより裁判証書が発行されたのである[54]。貴族間の所領譲渡であるが、譲渡対象の中に他の裁判において獲得された権利が含まれていたことは、この譲渡自体を法廷で行わせる背景となったのかもしれない。

一三一四年の国王選挙は二重選挙となり、ヴィッテルスバッハ家のルートヴィヒとハプスブルク家のフリードリヒが

それぞれ国王に選出された。一三一五年六月七日にスイスのバーデンでハプスブルク・ラウフェンブルク伯ヨハンが、親戚であるホーエンベルク伯ヴェルナーとハルス Hals 伯アルブレヒトの助言を得て発行した証書[55]は、彼と彼の継母で故ハプスブルク・ラウフェンブルク伯ルードルフ（三世）の妻であったマリア（父はエッティンゲン Öttingen 伯フリードリヒ）との和解を伝えるが、それによればマリアによる権利放棄は国王フリードリヒの法廷で行われた[56]。ハプスブルク家の親戚の貴族たちの間での相続問題の解決が国王法廷における法行為を通じてなされた事例である。また、放棄主体であるマリアが女性であることも、国王法廷での行為という手続をふませた要因であったと思われる。

ハプスブルク・ラウフェンブルク伯家に関して、更に国王フリードリヒは、一三一五年六月一一日にコンスタンツで発行した証書で、彼の前で行われた所領交換の次第を述べている[57]。すなわち国王の前でホーエンベルク伯ヴェルナーとハプスブルク・ラウフェンブルク伯ヨハンが、それぞれの保有する諸権利と帝国レーンを、国王の手を通して交換した[58]。ただしその際伯ヴェルナーは将来の結婚の際に返戻金 Widerlage とモルゲンガーベを譲渡したレーンから指定する権利を留保した[59]。また伯ヨハンが未成年であるという点については、国王の大権と国王宮廷裁判所の判決により、ヨハンは有効な契約を締結しうる年齢に達したものと見なされた[60]。このときの交換行為は実質的には相続契約としての意味を持つものであったが[61]、この場合も両当事者はハプスブルク家の親戚、つまり国王の親族であり、この法行為の成立には国王自身関心を持っていたであろう。また交換自体は裁判の形式をとっていないが、伯ヨハンの未成年という瑕疵を治癒するために、宮廷裁判所の判決という手続がふまれている。ヨハンの未成年という事情は、この行為が国王の前で行われることを促した要因でもあったと思われる。

この件に関しては更に一三二一年二月にもコルマールでフリードリヒにより国王証書が出された[62]。それによれば、上述のハプスブルク・ラウフェンブルク伯ヨハンと、この間に亡くなったホーエンベルク伯ヴェルナーの子で未成年の伯

ヴェルナーが、国王の前へ来た。その際伯ヴェルナーはプフィルト Pfirt 伯ウルリヒにより代理されていたが、それはヴェルナーが未成年のため、親戚として本来代理人をつとめるはずの伯ヨハンに代わって国王のもとでの判決により指定されたことであった[63]。そのうえで両者はそれぞれが保有する帝国レーンを死亡時には贈与することを互いに約した。このうち伯ヴェルナーへの帝国レーンの授封は、代理であるプフィルト伯を介してまさにこのときに行われた。このときの行為は前年のホーエンベルク伯ヴェルナーの早死によって、上述の一三一五年の相続契約を結び直す必要が生じたために行われたものであったが[64]、ここで登場する伯たちもすべてハプスブルク家の親戚であり、また今度はホーエンベルク伯ヴェルナーの方が未成年である。こうした状況は一三一五年のケースと共通しており、本件が国王の前で行われた要因となったと思われる。

ルートヴィヒとフリードリヒの二人の国王の争いは、一三二二年のミュールドルフ Mühldorf の戦いで前者が勝利して事実上決着するが、ルートヴィヒのもとでは、一三三二年五月に彼の宮廷裁判官コンラート・フォン・グンデルフィンゲン Konrad von Gundelfingen が上シュヴァーベンのラーフェンスブルク Ravensburg で宮廷裁判所の印章を付して発行した証書が非訟事件にかかわる[65]。それによれば、モントフォルト Montfort（・フェルトキルヒ Feldkirch）伯ルードルフ四世がその妻アンナへの返戻金の割り当てを、判決によって許可するよう求めた[66]。それを受けて宮廷裁判所は、問題の財産は伯のアイゲンなので、伯は割り当てをなしうるという判決を出した。そのうえで、伯から妻への引渡しが皇帝に代わる宮廷裁判官の手を経て行われ、また伯の放棄は教えられた言葉でもって宮廷の法に沿うかたちでなされた[67]。この行為が集まった彼らの友人たちの助言を得てなされたものであることも言及されている[68]。モントフォルト伯も属する上シュヴァーベン・スイスの貴族世界と国王宮廷裁判所の結びつきをうかがわせる言及である。モントフォルト伯家は元来ハプスブルク家との関係が深く、同家出身のコンスタンツ司教ルードルフは王位争いではハプスブルク派

の有力者であったが、ちょうどこの一三三二年ごろには皇帝と和解してルートヴィヒ四世に接近していた[69]。ルートヴィヒの宮廷でこの譲渡行為がなされたのには、そうした政治状況も関係していたであろう。

一三三七年七月にはロットヴァイルの皇帝ルートヴィヒ四世が主催する法廷で、ホーエンベルク伯フーゴーとその妻ウルズラによる権利放棄が行われた[70]。すなわち、彼らはエッティンゲン伯ルートヴィヒを代理人に指名したうえで、ウルズラの亡父プフィルト伯ウルリヒの遺産に対するすべての権利を、オーストリア公アルブレヒト（二世）とその妻ヨハンナのために放棄したのである。国王の問いに答えて法廷はこの放棄を有効と判決した。ヨハンナとウルズラは姉妹であり、この放棄によってエルザスにあったプフィルト伯家領はハプスブルク家の手中に入った。代理人となったエッティンゲン伯も含めてエルザスからシュヴァーベンのグラーフたちの世界が背景にある。ハプスブルク家もここではこの世界に属していると考えられる。放棄を行ったのがウルズラという女性であったことは、やはりこの件が皇帝の前で実行されたことの要因となったであろう。

一三四一年五月には国王に代わる裁判官としてオルテンブルク Ortenburg 伯ハインリヒが、ランズフートで、宮廷裁判所印章付きの証書を発行している[71]。証書は、オルラミュンデ Orlamünde 女伯ポディカ Podika（ポスケ・フォン・シャウンベルク Poske von Schaunberg の娘）が騎士ポスケ・フォン・スヴェレディッツ Poske von Swerediczを代弁人 Fürsprecher に指定し、彼の権限が判決によって確認された後、ニュルンベルクのブルクグラーフ・ヨハンおよびその妻クニグンデとの間で和解が成立したことを記す。クニグンデの前夫はオルラミュンデ伯オットーであり、つまりオルラミュンデ伯の遺産の帰属が問題であった。ポディカは一五〇〇ショックの金額と引き換えに、すべての権利を放棄し、それが判決によって確認されたのであった[72]。当事者はフランケンからテューリンゲンの貴族たちであり[73]、またやはり女性による権利放棄が問題となっている。受益者であるニュルンベルクのブルクグラーフは、ルートヴィヒ四世の

宮廷と密接な関係を保っていた。(74)

一三四一年八月のテック Teck 公ルートヴィヒの証書は、彼がオーストリア公アルブレヒト（二世）に対して有する請求権を、皇帝宮廷裁判所において、テック公コンラートに譲渡したことを記す。(75) テック公ルートヴィヒは、一三三〇年代以降、宮廷裁判官や皇帝に代わる裁判官として頻出する人物であり、権利譲渡を宮廷裁判所で行うのは自然である。(76) 証書には彼だけでなく、やはり皇帝ルートヴィヒの側近であったグライスバッハ Graisbach 伯ベルトルト（フォン・ノイフェン Neuffen）の印章も付されており、皇帝に近い貴族たちの間の行為という性格を際立たせている。

以上、一二七三年から一三四七年までの期間に国王宮廷で扱われた「純然たる」非訟事件を観察してきたが、結果はいくつかの点で明確であり、はっきりとある一定のタイプを指し示すものであった。すなわち、登場する当事者はすべて世俗貴族であり、それも身分的には諸侯や下級貴族でなく、その間に位置する中級貴族つまりグラーフやヘルたちである。(77) 彼らが所領を持っていたのはドイツ西南部から、西部、南部、中部であり、しかも彼らは国王と親戚関係などで結ばれている場合が多く、概して国王宮廷と密接な関係を持っていた。また彼らの間の法的行為の効力を強化することが国王自身の利害に適うことも多かった。法的行為を遂行する当事者としては、女性や未成年者が問題となっており、何らかの方法で当該法的行為の効力を安定化して後に生じうる問題に備えるという必要性が存した。上述の国王宮廷との密接な関係を前提に、この必要性が、宮廷における裁判ないし類似の手続によって満たされたものと考えられるのである。

おわりに

一二七三年以後の国王宮廷で扱われた非訟事件が示した以上のような特徴は、この時期の王権の性格ともよく対応するものであったと思われる。故ペーター・モーラフは、ルードルフ一世以下ハインリヒ七世までの国王たちを、「小さな国王」として特徴づけた[78]。ハプスブルク家の「二代目」であったアルブレヒト一世を別にして、いずれももとはグラーフであった一貴族が国王に選出されたのであり、西欧や南欧の王たちに比べれば彼らが営んだ宮廷の規模もささやかなものであった。父ルードルフ一世の国王即位前を知っていたアルブレヒト一世も含めて、彼らはドイツ西部・南部の中級貴族の世界と近しい王たちであった[79]。こうした状況のもと、続くルートヴィヒ四世の時代まで、中級貴族を当事者とする非訟事件が宮廷で扱われていったものと思われる。

しかし、ルートヴィヒ四世時代からは、こうした貴族の世界とは別の文脈の事例も伝わる。一三三三年五月にルートヴィヒがローテンブルクで発行した証書は、同市の女性市民ヴェルントルート・ハイン Werntrud Hein が売買証書と和解証書を皇帝に示したうえでそれらの確認を求め、皇帝が求めに応じて確認したことを記す[80]。裁判の形式はとられていないが、女性市民が私証書の効力強化のために、皇帝に頼った例として興味深い。この事例は、おそらく、ルートヴィヒ四世時代にやはりローテンブルク市およびその市民に関して、宮廷裁判所による確認行為が出現してくることとの関係で理解することができるのではないかと思われる[81]。カール四世治世末期になって再出現する「純然たる」非訟事件の中にも、宮廷裁判所において獲得された諸権利をやはり宮廷裁判所で譲渡する事例が見られることも含め[82]、ルートヴィヒ四世期にフランケン地方から始まり、カール四世期により組織的に進められた、宮廷裁判所の活動強化と裁判所間の関係の明確化の動きとの関係が想定されるが[83]、そうした問題は続稿での更なる検討にゆだねることとしたい。

（1）例えば、岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（一二世紀）――パリ司教文書の分析――」『史淵』一四七号（二〇一〇年）一四一－一七一頁、同「パリにおける教会非訟事項裁治権と司教代理判事制度の生成（一三世紀はじめ）」『史淵』一五〇号（二〇一三年）九五－一二八頁、同「一二世紀北フランスにおける私的な法行為の認証について」『史淵』一五一号（二〇一四年）八五－一〇九頁、山田雅彦「中世後期アミアンにおける契約登記簿の誕生――都市自治体による非訟裁治権〈jurisdiction gracieuse〉の行使を軸として」『史窓』六八号（二〇一一年）二七－五〇頁、臼井佐知子他編『契約と紛争の比較史料学――中近世における社会秩序と文書』（二〇一四年　吉川弘文館）など。

（2）本文で述べたような関心方向の点で、本稿は、公証人を扱った筆者の前稿に接続するものである。拙稿「中世後期ドイツの国王裁判権と公証人」『北大法学論集』六五巻五号（二〇一五年）一－六〇頁および拙訳「帝国公証人条令（一五一二年）邦訳」『北大法学論集』六五巻六号（二〇一五年）二四八－二六六頁を参照。

（3）ドイツにおける、非訟事件に関する裁判所の活動の歴史について、一般的には、E. Döring, Art. Freiwillige Gerichtsbarkeit, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1. Aufl., Bd. 1, Berlin 1971, Sp. 1252-1262; Ina Ebert, Art. Freiwillige Gerichtsbarkeit, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Aufl., Bd. 1, Berlin 2008, Sp. 1784-1786.

（4）ザクセンシュピーゲルなどの法書史料から知られる展開については、J. W. Planck, Das Deutsche Gerichtsverfahren im Mittelalter. Nach dem Sachsenspiegel und den verwandten Rechtsquellen, Bd. 2, Braunschweig 1879, S. 157 ff., 193 ff. を参照。

（5）Winfried Trusen, Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland. Ein Beitrag zur Geschichte der Frührezeption, (Recht und Geschichte, Bd. 1), Wiesbaden 1962, S. 63-68.

（6）Helen Wanke, Zwischen geistlichem Gericht und Stadtrat. Urkunden, Personen und Orte der freiwilligen Gerichtsbarkeit in Straßburg, Speyer und Worms im 13. und 14. Jahrhundert, (Quellen und Abhandlungen zur mittelrheinischen Kirchengeschichte, Bd. 119), Mainz 2007 を参照。シュトラースブルク（およびヴォルムス）は前者の、シュパイアーは後者の例である。

（7）近世のポリツァイ条令における規制について、Gustaf Klemens Schmelzeisen, Polizeiordnungen und Privatrecht, (Forschungen zur neueren Privatrechtsgeschichte, Bd. 3), Münster-Köln 1955, S. 93 ff.（後見）, 156 ff.（遺言など）, 180 ff.（遺産）.

（8）加納修「フランク時代の仮装訴訟とは何か――メロヴィング朝後期の国王法廷の役割に関する一考察」『史学雑誌』一一〇編三号（二〇〇一年）四二―六二頁を参照。

（9）宮廷裁判所が発行する確認・認証証書については、Friedrich Battenberg, Das Hofgerichtssiegel der deutschen Kaiser und Könige 1235-1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 6), Köln-Wien 1979, S. 149 f. も参照。

（10）Friedrich Battenberg, Die königlichen Hofrichter vom 13. bis 15. Jahrhundert. Eine Untersuchung zur sozialen und funktionalen Einbindung der Hofgerichtsbarkeit in den Königshof, in: Peter Moraw (Hg.), Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im späteren Mittelalter, (Vorträge und Forschungen, Bd. 48), Stuttgart 2002, S. 239-290, S. 289.

（11）Bernhard Diestelkamp, Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz. Die deutsche Königsgerichtsbarkeit und die Verdichtung der Reichsverfassung im Spätmittelalter, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 64), Köln u. a. 2014, S. 46 ff.

（12）Wolfgang Sellert, Über die Zuständigkeitsabgrenzung von Reichshofrat und Reichskammergericht, (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte, NF, Bd. 4), Aalen 1965, S. 98-111.

（13）Bernhard Diestelkamp (Hg.), Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Sonderreihe), Köln u. a. 1986 ff. これの史料要録が非訟事件関係の史料も含んでいることについては、Bernhard Diestelkamp und Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd. 1), Köln-Wien 1988, S. XXV.

（14）Bernhard Diestelkamp und Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273 - 1291, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Sonderreihe, Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd. 3), (=UR3), Köln/Wien 1986, Nr. 157.

（15）Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau, Albrechts I. von Habsburg, Heinrichs von Luxemburg 1292 - 1313, (Urkundenregesten ... Bd. 4), (=UR4), Köln u. a. 1992, Nr. 13, 58, 116, 329.

(16) Friedrich Battenberg (Bearb.), Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347, (Urkundenregesten ... Bd. 5), (=UR5), Köln u. a. 1987, Nr. 7, 8, 44, 168, 194, 293, 403, 428.

(17) Friedrich Battenberg (Bearb.), Die Königszeit Karls IV. (1346 - 1355 März), (Urkundenregesten ... Bd. 6), (=UR6), Köln u. a. 1990.

(18) Friedrich Battenberg (Bearb.), Die Zeit Karls IV. (1355 April - 1359), (Urkundenregesten ... Bd. 7), (=UR7), Köln u. a. 1994.

(19) Ronald Neumann (Bearb.), Die Zeit Karls IV. (1360-1364), (Urkundenregesten ... Bd. 8), (=UR8), Köln u. a. 1996.

(20) Ronald Neumann und Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1365-1371, (Urkundenregesten ... Bd. 9), (=UR9), Köln u. a. 2003, Nr. 169, 179, 238, 356.

(21) Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1372-1378, (Urkundenregesten ... Bd. 10), (=UR10), Köln u. a. 2014, Nr. 211, 303, 479.

(22) UR3, Nr. 22, 73, 184, 262, 456, 459, 539, 550, 585, 588, 607.

(23) UR4, Nr. 46, 74, 103, 122, 265, 275, 276, 389, 424, 425, 502.

(24) UR5, Nr. 47, 52, 53, 61, 95, 161, 165, 175, 183, 230, 258, 260, 269, 292, 355, 361, 397, 421, 530, 557a.

(25) UR6, Nr. 14, 37, 104, 109, 142, 150, 198, 262, 410, 463, 517, 524, 525, 559, 560.

(26) UR7, Nr. 12, 13, 32, 117, 118, 119, 159, 271, 344, 351, 352, 380, 381, 391, 419, 420, 432, 443, 453, 482, 486, 493.

(27) UR8, Nr. 79, 83, 154, 169, 294, 378, 379, 397, 428, 433.

(28) UR9, Nr. 32, 67, 68, 132, 136, 151, 158, 168, 245, 277, 395, 413.

(29) UR10, Nr. 39, 58, 59, 159, 205, 211, 282, 284, 438.

(30) UR5, Nr. 5, 188, 346, 507, 529, 534, 539.

(31) UR6, Nr. 181, 189, 272, 286, 314, 418, 448.

(32) UR7, Nr. 61, 114, 120, 127, 457, 458, 500, 502.

(33) UR8, Nr. 8, 14, 34, 96, 107, 122, 123, 124, 143, 167, 197, 198, 199, 330, 342, 345, 347, 424, 449, 450, 455, 456, 457, 461.

（34）UR9, Nr. 1, 2, 29, 34, 70, 71, 72, 73, 74, 77, 78, 79, 80, 81, 115, 117, 127, 130, 131, 133, 159, 160, 166, 187, 199, 200, 201, 211, 226, 323, 324, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 362, 363, 364, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 462.

（35）UR10, Nr. 26, 64, 65, 200, 202, 254, 292, 293, 311, 357, 390, 391, 476, 477, 482, 483, 499, 502.

（36）UR3, Nr. 157; Fontes rerum Bernensium. Bern's Geschichtsquellen, Bd.3, Bern 1880, Nr. 227. また Oswald Redlich, Rudolf von Habsburg. Das deutsche Reich nach dem Untergange des alten Kaisertums, Innsbruck 1903 (ND Aalen 1965), S. 593 f.

（37）一二七七年七月一一日にヴィーンで出された証書（ザルツブルク大司教フリードリヒが大司教座の教会レーンを国王の息子たちに授封する）の証人欄に登場する。Johann Friedrich Böhmer und Oswald Redlich (Hg.), Regesta imperii, VI, 1: Die Regesten des Kaiserreiches unter Rudolf, Adolf, Albrecht, Heinrich VII. 1273-1313, Innsbruck 1898 (ND Hildesheim-New York 1969), Nr. 828.

（38）ハプスブルク本流の分家であるハプスブルク・キーブルク・ラウフェンブルク伯家については Christoph H. Brunner, Zur Geschichte der Grafen von Habsburg-Laufenburg. Aspekte einer süddeutschen Dynastie im späten Mittelalter, (Diss. phil. Zürich), Samedan 1969.

（39）O. Redlich, Rudolf von Habsburg（注36）, S. 100 ff., 124f.; Pascal Ladner, Politische Geschichte und Verfassungsentwicklung Freiburgs bis zum Ausgang des Mittelalters, in: Geschichte des Kantons Freiburg, Bd. 1, S. 167-205, S. 172 f.

（40）Fontes rerum Bernensium, Nr. 227, S. 217, "... quod etiam liberis nostris impuberibus irrequistis nec consensum adhibentibus ...".

（41）UR4, Nr. 13.

（42）いったんユッタによって継承されたモンショワに対する支配がヴァルラムに移行したことについては Elmar Neuss, Der Übergang der Herrschaft Monschau an die Herren von Valkenburg in den Jahren 1269/1270, in: Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein insbesondere das alte Erzbistum Köln 200 (1997), S. 23-37.

(43) E. Neuss, a. a. O.(注42), S. 29.

(44) UR4, Nr. 58; Ludwig Schmid (Hg.), Monumenta Hohenbergica. Urkundenbuch zur Geschichte der Grafen von Zollern=Hohenberg und ihrer Grafschaft, Stuttgart 1862, Nr. 141.

(45) 国王ルードルフの妻ゲルトルートはホーエンベルク伯アルブレヒトの姉妹，ケルンテン公・ティロール伯マインハルトの娘エリーザベトは国王の長子アルブレヒト（後の国王アルブレヒト一世）の妻であった。有能な領邦君主でライと政治においても活躍したマインハルトについては，Hermann Wiesflecker, Meinhard der Zweite. Tirol, Kärnten und ihre Nachbarländer am Ende des 13. Jahrhunderts, (Veröffentlichungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, Bd. 16), Innsbruck 1955 も参照。

(46) UR4, Nr. 116; W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1: Die Urkunden des ehemals kurmainzischen Gebiets, einschließlich der Herrschaften Eppenstein, Königstein und Falkenstein; der Niedergrafschaft Katzenelnbogen und des kurpfälzischen Amts Caub, Teil 2, Wiesbaden 1886, Nr. 1210.

(47) "Preterea idem teloneum sibi fuerat ex parte regis et nostra obligatum, prout domini et milites iudicio circumstantes sententialiter asserebant, obligando, quod nec ego Sifridus predictus et mei heredes singuli et universi, cuiuscunque sint conditionis et nominis, ipsum Anselmum et suos heredes in predicto teloneo nullatenus impediremus nec impedire presumeremus ullo modo, ...".

(48) UR3, Nr. 464, Anm.; Eduard Winkelmann (Hg.), Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien, Bd. 2: In den Jahren 1200 bis 1400, Innsbruck 1885, (ND Aalen 1964), Nr. 1066 (1285. 8. 22).

(49) 一三世紀初めのものと思われる証書で，ライングラーフ・ヴェルナーはヒンメローデ Himmerode 修道院にガイゼンハイムでの税徴収を免除している。W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1, Teil 1, Wiesbaden 1885, Nr. 307.

(50) Ebenda, Nr. 325, "..., quod theloneum in Gysenheim cum conductu feodum sit imperii". 仲裁判決は，ライングラーフ・ヴェルナーとヴォルフラムの兄弟間でのガイゼンハイムの流通税徴収権をめぐる争いに関して出され，ヴォルフラムの権利を承認した。その後権利はヴォルフラムの息子たちエミヒョ Emicho とヴェルナーに継承された。Ebenda, Nr. 393 (1223.

6. 24)（ヨハニスベルク Johannisberg 修道院のための流通税免除）．シークフリートはエンヒェの息子であった。

（51）W. Sauer, a. a. O., Bd. 1, T. 2（注46）, Nr. 703.

（52）Ebenda, Nr. 779（一二五二－六七年の証書と推測される。オーバーヴェーゼル近郊の Allerheiligen 女子修道院のための免除）.

（53）UR4, Nr. 329; Jacob Schwalm (Hg.), Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, T. 4, 2, Hannover/Leipzig 1906, (ND Hannover 1981), Nr. 1073.

（54）"... daz Diepolt von Bernhusen kom fur gerihte und gap graven Eberhart von Wirtenberk můtwilleclich den hof ze Boppenwiler unde swaz darzů hǒret in allem dem rehte, alse er in hat anbehebt Eberhart dem Tůse mit rehtem gerihte. Es sol ǒch Diepolt von Bernhusen den vorgenannten hof unde swaz darzů hǒret vertigen von siner elichen wirtin, so er beste kan oder mag, graven Eberharte von Wirtenberg. Des gib ich ze gezuge des gerihtes brief. "

（55）UR5, Nr. 7; Rudolf Thommen (Hg.), Urkunden zur Schweizer Geschichte aus österrerichischen Archiven, Bd. 1: 765-1370, Basel 1899, Nr. 233. この証書については、Kurt Hodapp (Bearb.), Beiträge zur Geschichte der Landgrafschaft Klettgau, Grafen von Sulz, Gemeinde Jestetten. Teil A: Die Landgrafschaft Klettgau bis 1408, Waldshut-Tiengen 1998/1999, S. 107-109.

（56）"... mit des vogenanden unsers vogtes hant vor dem vorgenanden Roemischen kunge, der hierumb ze gericht saz ...".

（57）UR5, Nr. 8; Jacob Schwalm (Hg.), Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, T. 5, Hannover/Leipzig 1909-13, (ND Hannover 1981), Nr. 292. この証書については、K. Hodapp, a. a. O.（注55）, S. 112-114 も参照。

（58）"... prefatus Wernherus theloneum in Fluolen sive ius quod in ipso theloneo habere dinoscitur prefato Iohanni et viceversa idem Iohannes ipsi Wernhero comitatum suum in Kletgǒwe ac advocaciam in Rynowe et generaliter omnia alia feoda, que a nobis et imperio dicti comites tenent et possident et tenere ac habere debent, accedente ad hoc nostro consensu et auctoritate expressis, per manus nostras regales unus alteri pepigit et legavit, quod vulgariter dicitur ain gemaechd.".

(59) “Reservavit tamen sibi prefatus Wernherus, qui nondum uxoratus existit, quod de feodis suis predictis uxori, cum qua ipsum matrimonialiter contrahere continget, donacionem propter nupcias et morgonaticam valeat assignare.”.

(60) “Omnem nichilhominus defectum, si quis in huiusmodi contractu esse posset propter minoritatem annorum prefati Iohannis patruelis nostri, supplentes de plenitudine regie potestatis, presertim cum in iudicio curie nostre foret obtentum, prefatum Iohannem adeo in annis processisse, quod contractus secum celebrati firmi debent et validi merito reputari.”.

(61) ホーエンベルク伯ヴェルナーの妻も伯ヨハンの姉妹であり，つまり二人は義理の兄弟でもあった。K. Hodapp, a. a. O.(注55), S. 113.

(62) UR5, Nr. 44; MGH Const., 5(注57), Nr. 614. また K. Hodapp, a. a. O.(注55), S. 113.

(63) “... mit unserm ôheim graf Ulrich von Phirtte, der im ze vogt vor uns mit urteil als recht waz gegeben wart, wan der selbe Wernher zu sinen tagen nit komen waz, und geschach daz von dem vorgenanten graf Johansen, der des selben knaben rechter vogt ist, ...”.

(64) K. Hodapp, a. a. O.(注55), S. 113.

(65) UR5, Nr. 168.

(66) “... und bat ervaren an einer urtail mit sinem fůrsprechen ...”. モントフォルト伯家の歴史については，Karl Heinz Burmeister, Die Grafen von Montfort. Geschichte, Recht, Kultur, Konstanz 1996 も参照。

(67) “... nach urtail mit miner hant an mins herren stat des kaisers ... und verzeh sich des mit gelerten worten, als des hofs reht ist ...”.

(68) “... des alles ze urkůnd und ze stetigůn, wan si ez mit verdachtem můt veriahen und stet gelobten ze haben und mit rat irre friund, der vil da engagen waren, ...”.

(69) K. H. Burmeister, a. a. O.(注66), S. 207.

(70) UR5, Nr. 293.

(71) UR5, Nr. 403; Rudolph Freiherr von Stillfried und Traugott Märcker (Hg.), Monumenta Zollerana. Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, Bd. 3: Urkunden der fränkischen Linie 1332-1363, Berlin 1857, Nr. 78.

（72）“… und verzeh sich, als mit urteil erteilt wart, in des gerichts hant fůr sich und die obgenannt frawen Podika und alle ir erben aller der recht, … nimmermer kein ansprach noch reht haben noch gewinnen sullen …”.

（73）オルラミュンデ伯家のテューリンゲンにおける歴史については、さしあたり、Hans Patze u. Walter Schlesinger (Hg.), Geschichte Thüringens, Bd. 2, T. 1: Hohes und spätes Mittelalter, Köln-Wien 1974, S. 155-162.

（74）さしあたり、Markus Twellenkamp, Die Burggrafen von Nürnberg und das deutsche Königtum (1273-1417), (Nürnberger Werkstücke zur Stadt- und Landesgeschichte, Bd.54), Nürnberg 1994, S. 49-69.

（75）UR5, Nr. 428, “… und daz haben wir alles getan mit unsers herren des chaysers hofgerict …”.

（76）シュヴァーベンの中級貴族であったテック公（公のタイトルを用いるが諸侯身分には属さない）については、Irene Gründer, Studien zur Geschichte der Herrschaft Teck, (Schriften zur südwestdeutschen Landeskunde, Bd. 1), Stuttgart 1963.

（77）この階層については、Kurt Andermann u. Clemens Joos (Hg.), Grafen und Herren in Südwestdeutschland vom 12. bis ins 17. Jahrhundert, (Kraichtaler Kolloquium, Bd. 5), Epfendorf 2006 も参照。

（78）Peter Moraw, Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung. Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490, (Propyläen Geschichte Deutschlands, Bd. 3), Berlin 1985, S. 211-228; Ders., Rudolf von Habsburg: Der ‘kleine’ König im europäischen Vergleich, in: Egon Boshof und Franz-Reiner Erkens (Hg.), Rudolf von Habsburg 1273-1291. Eine Königsherrschaft zwischen Tradition und Wandel, Köln u. a., 1993, S. 185-208.

（79）ただしハインリヒ七世の治世から「純然たる」非訟事件の事例が知られないのは、彼の孫カール四世の時代にそれがいったん消滅することを考えると、偶然でないかもしれない。もっとも、ハインリヒ七世の治世の短さ（一三〇九－一三一三年）、とくに彼のドイツにおける活動期間の短さ（一三一〇年末には皇帝戴冠のためにイタリアへ向かう）は考慮に入れる必要があろう。

（80）UR5, Nr. 194.

（81）UR5, Nr. 5, 346, 507, 529.

（82）UR9, Nr. 169, 179, 238.

（83）「小さな国王」たちに対するカール四世の「覇権的王権 Hegemoniales Königtum」については、さしあたり、P. Moraw, Von offener Verfassung（注78）, S. 240-259.